

# 原子力災害時における県外広域避難に関する協定書

千葉県銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、多古町及び東庄町（以下「避難受入市町」という。）と茨城県大洗町（以下「大洗町」という。）とは、周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における大洗町民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、避難受入市町及び大洗町が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の9の規定及び茨城県広域避難計画に基づき行う大洗町民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

## （県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で大洗町民の生命若しくは身体を災害から保護するため、大洗町長が県外広域避難の必要があると認めたときは、避難受入市町は大洗町民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、大洗町民を受け入れるものとする。

2 避難受入市町は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を大洗町民の避難所（以下「避難所」という。）として提供するものとする。

3 避難所の開設等受入業務については、大洗町の要請を踏まえて避難受入市町が行うものとするが、大洗町はできるだけ早期に避難受入市町から避難所運営の移管を受けるものとする。

4 県外広域避難にあたっては、大洗町は茨城県及び千葉県と連携し、避難受入市町の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

## （県外広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市町に対する県外広域避難の受入要請は、大洗町が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び千葉県に報告するものとする。

2 前項の受け入れの要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 避難受入市町は、大洗町と県外広域避難の受け入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始するものとする。

## （受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市町が県外広域避難の受け入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、大洗町が、茨城県、千葉県及び避難受入市町と協議して決定するものとする。

(スクリーニング等)

第5条 県外広域避難を行う大洗町民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止、また、避難受入市町住民及び大洗町民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施するものとする。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、大洗町が茨城県と協力し確保するものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、避難受入市町に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらうよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、大洗町が負担するものとする。

2 大洗町は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用の一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第8条 避難受入市町及び大洗町は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び大洗町の防災担当課長又は、これと同等の職にある者とする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに避難受入市町及び大洗町のいずれかから書面による協定の解除、または協定の変更の申出がないときは、本協定は同一条件にて1年間自動更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第11条 前条の申出があったとき、または本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、避難受入市町及び大洗町が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、各市町長署名押印のうえ、各1通を保有する。